

犯罪被害給付制度の改正の概要

政令

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令)

1 幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ

幼い遺児の年齢及び人数に応じて遺族給付金を引き上げられました。

2 重傷病給付金の給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間を「1年」から「3年」に延長されました。

3 仮給付金の額の制限の見直し

仮給付金※の額について、給付金相当額の3分の1を上限としていたところ、給付金相当額を支給可能とされました。

※ 裁定に必要な事実の一部を認定できないため裁定できない場合に、暫定的に給付金の一部を支給するもの

国家公安委員会規則

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則)

4 親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し

- 親族関係が破たんしている場合には、当該親族関係を理由とした支給制限を受けないこととされました。
- 18歳未満の者に対する給付の特例が設けられました。
- 親族の区分類型が合理化されました。

【上記改正後の政令・規則は、平成30年4月1日施行】